

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



後納制度が始まります
納め忘れた国民年金
保険料はありませんか?

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができます、後納制度が始まります。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

※後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

問合せ先 国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570(011)050

中村年金事務所

☎(451)3485

災害時要援護者

支援制度について

災害時要援護者支援制度とは、災害時に独り暮らし高齢者や障がいのある方など手助けを必要とする方に対して、地域が連携して支援を行う制度です。

本町では、地震等災害時における安否確認や救出、避難誘導等が必要な災害時要援護者は、おおむねの基準として次のとおりとします。

- ・独り暮らし高齢者(65歳以上)
- ・高齢者のみの世帯(75歳以上)
- ・介護保険の要介護者(要介護4以上で居宅で生活する方)
- ・身体障がい(児)者(身体障害者手帳2級以上)
- ・知的障がい(児)者(療育手帳A判定)
- ・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)
- ・難病患者

●制度を利用するには

登録するときには、支援のために必要な個人情報に関係支援団体(警察署、消防署、消防団、自主防災組織、民生・児童委員、社会

福祉協議会等)および地域支援者(近隣住民)へ情報提供することと同意が必要となります。

登録申請書には、緊急時連絡先2名分と了承を得られた地域支援者2名分の氏名・住所・電話番号の記入が必要になります。

※地域支援者とは、災害時要援護者に対する日ごろからの見守りや災害が発生したときに災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心掛けていただく近隣住民の方です。

登録申請方法

登録申請を希望される方は、災害時要援護者名簿登録申請書(新規・変更・取消)兼災害時要援護者台帳を民生課に提出していただくこととなります。

問合せ先 役場 民生課

内線165・168

子ども手当についての 重要なお知らせ

平成23年10月からの子ども手当を申請していない方は、平成24年9月末日が申請期限となります。

いますので、役場民生課窓口で申請していただきますようお願いいたします。

なお、9月30日は日曜日ですので、9月28日(金)までに手続きをしてください。

問合せ先 役場 民生課

内線161・166

平成25年度 新入学児童の健康診断

町教育委員会では、平成25年度に小学校へ入学する児童を対象に就学時健康診断を行います。対象児童の家庭には案内を郵送しますので、実施日の5日前になつても届いていない場合は学校教育課までお申し出ください。

とき

- ・大治小学校 10月25日(木)
 - ・大治南小学校 11月1日(木)
 - ・大治西小学校 10月18日(木)
- ※詳しくは案内をご覧ください。
対象 平成18年4月2日～19年4月1日生まれの児童

問合せ先 役場 学校教育課

内線187

大治町国民健康保険 からのお知らせ

国民健康保険は、安心して医療を受けられるように加入者の皆さんがお金(保険税)を出し合つて助け合う医療保険制度です。高齢化社会の進行や生活習慣病の増加、医学・医療技術の進歩、誤った医療機関のかかり方などが原因で多額の医療費が国保の財政を圧迫し続けています。

このまま医療費が増え続けると、その費用を補うために保険税の引き上げも考えられます。医療費の増加を防ぐためにも適正受診で医療費節約にご協力ください。

●**気になる**

医療費無駄遣い度チェック!

- ちよつとした病気が長引くからといって、次から次へとお医者さんを変えて受診してしまう。
- 「今度風邪を引いたときのため」と余分に薬をもらっている。
- 混雑を避けて、診療時間外に受診する。
- かかりつけ医を持っていない。

一つでもチェックが付いたら、あなたは医療費を無駄遣いしています。医療費も大切な家計から出ています。次の点に注意をし、少しでも医療費も家計も無駄をなくすよう努力しましょう。

●**医療費節約のポイント**

- ・日ごろから健康づくりを心掛けましょう。
- ・定期的に健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛けましょう。
- ・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明してくれるかかりつけ医を持ちましょう。
- ・同じ病気で同時に2人も3人ものお医者さんにかかる重複受診・はしご受診や同一月に医療機関を頻繁に受診する多受診はやめましょう。
- ・薬をむやみに欲しがらず、お医者さんの指示に従つて適切な用量・用法で服用しましょう。
- ・急病などのやむを得ない場合を除いてなるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

固定資産評価審査委員 が再任されました



安井 宏氏
(堀之内)

任期 平成24年9月22日から3年間

●**固定資産評価審査委員会**

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関です。

防犯対策 センサーライト補助金

安全に安心して暮らせるまちづくりを目的に、防犯対策として、住宅にセンサーライトを購入設置した方に対し、予算額(40万円)の範囲内で補助金を交付します。

対象 町内に住所を有する方(住民基本台帳に記載)で、平成24年4月1日から平成25年3月31日

までにセンサーライトを購入設置した方

※補助の対象は1世帯につき1基を限度とします。

※昨年度、既に補助金を受けた世帯は対象となりません。

補助金の額 センサーライト購入設置金額の2分の1以内とし、2000円を限度額とします。ただし、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

申請方法 補助金の交付を申請しようとする方は、センサーライト設置完了後速やかに次の書類を添えて申請してください。

・大治町防犯対策補助金交付申請書兼請求書

・領収書(購入品目や工事内容が確認できるもの)

・センサーライト設置前および設置後の写真

・申請者の銀行口座が確認できるものおよび印鑑

※申請書は総務課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

注意 センサーライトは人感等により自動で点灯および消灯する装置で、犯罪防止の効果がある

ものが補助対象となります。

申込・問合せ先 役場総務課
内線151

身に付けよう! 応急手当
普通救命講習Ⅰ

とき 9月30日(日)午後1時~4時

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住または在勤の方で満15歳以上の方

内容

・成人に対するAEDを用いた心肺蘇生法

・大出血時の止血法

定員 15名

費用 無料

受付期間 9月10日(月)~23日(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部・消防署・北分署・南分署

申込方法 普及講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。

ます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みの受付はできません。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部 消防課

☎(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>

津島警察署からのお知らせ
安全運転管理者の

選任・届け出を
していますか?

道路交通法では、一定台数以上の自動車を使用する事業所に対して、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、安全運転管理者を選任し、公安委員会に届け出させるとともに、法定講習を受けさせることを義務付けています。これが、「安全運転管理者制度」です。

この選任基準に該当している事業所は、安全運転管理者の選任・届け出をしてください。

詳しくは、お問合せください。

対象事業所 乗車定員11名以上の自動車1台以上、またはその他の自動車5台以上を使用して

問合せ先 津島警察署 交通課

交通総務係

☎0567(24)0110

内線412

9月21~30日

秋の全国交通安全運動

秋は、行楽やスポーツなどで外出する機会が増え、人や車の動きが活発になります。

また、秋の日はつるべ落としと言われるように、日没時刻が日増しに早くなることから、特に夕暮れ時は運転者から歩行者・自転車が見えにくくなります。さらに、その時間帯は交通量が増えることもあり、高齢者をはじめとした交通弱者が交通事故に遭う危険性が高まります。

そこで、次の運動重点に沿った秋の全国交通安全運動を県民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図ります。

●運動重点

運動の基本 子どもと高齢者を

交通事故から守ろう

取組重点

・夕暮れ時と夜間の歩行中・自

転車乗車中の交通事故をなくそう

・すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

・飲酒運転を根絶しよう

裁判所からのお知らせ 調停の利用について

●調停を利用するには？

調停手続きを利用するためには、申し立てが必要です。民事調停については原則として簡易裁判所で、家事調停については原則として家庭裁判所で受け付けています。

裁判所ウェブサイト「裁判手続の案内」のページの「申立等で使う書式」の項目から定型の申立書をダウンロードすることができます。また、各裁判所の窓口にはウェブサイトに掲載しているものも含め、定型の申立書を用意していますのでご利用ください。

●申し立てに必要なお金は？

民事調停の申立手数料は、訴えを起こす場合の半額以下です。詳しくは、裁判所ウェブサイトの

「裁判手続の案内」のページの「手数料」の項目をクリックし、「手数料早見表」をご覧ください。

また、家事調停の申立手数料は、一律1200円です。

なお、このほかに民事調停、家事調停のいずれについても当事者等に対する書面の郵送等の費用が必要です。

問合せ先 裁判所

HP <http://www.courts.go.jp>

日常生活自立支援事業 だれもが大治町で安心して暮らせるように...

対象 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の出し入れ、書類の管理などに不安のある方

具体的なサービス

- ① 福祉サービスの利用援助
- ・ 福祉サービスの利用または利用をやめるために必要な手続き

- ・ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

- ・ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

- ② 日常的金銭管理サービス
- ・ 年金および福祉手当の受領に必要な手続き

- ・ 医療費、税金、社会保険料、公共料金等を支払う手続き
- ・ 右記の支払いに伴う預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き

- ③ 書類等の預かりサービス
- ・ 年金証書、預貯金の通帳、契約書類、保険証書、実印、銀行印等

利用料

- ① 福祉サービスの利用援助
- 1回 1200円

- ② 日常的金銭管理サービス
- 1回 1200円

- ③ 書類等の預かりサービス
- 年間3000円(月額250円)

※生活保護受給者は①②について無料です。

※この事業は愛知県社会福祉協議会から委託を受け、津島市社会福祉協議会が基幹的社会福祉協議会として海部津島地域を担当しています。

問合せ先 津島市社会福祉協議会

☎0567(23)4556

大治町社会福祉協議会

☎(442)0990

シルバー人材センター 庭木の剪定作業について

年明けの剪定作業の電話予約をお受けします。ご注文お待ちしています。なお、年内作業分は締め切りました。

注意 60歳以上の会員が作業します。庭木の高さによってはお断りする場合があります。

問合せ先 シルバー人材センター

☎(443)1680

シルバー人材センター 高齢者の豊富な知識・経験を活用ください

シルバー人材センターでは、家事援助(洗濯など)や家庭の清掃など、高齢者に適した仕事をお受けしています。お気軽にご連絡ください。

問合せ先 シルバー人材センター

☎(443)1680

募集



第35回文化展出版者

とき 11月3日(土)午前10時～午後4時

11月4日(日)午前10時～午後3時45分

ところ 公民館

対象 町内在住・在勤の方

申込期間 9月1日(土)～30日(日)

参加費 無料

申込・問合せ先 公民館内社会教育課
☎(443)2671

「大治町文化財フェア」ボランティア

11月10日(土)～18日(日)に開催予定の「大治町文化財フェア」でボランティアとして参加していただける方を募集します。歴史や文化が好きな方、大治町が好きな方、一緒にフェアを盛り上げましょう。

「大治町文化財フェア」は、文化財の展覧会、歴史や文化財に関する講演会、町内を巡るスタンプラリーで構成されます。

●**展覧会ボランティア**

とき 11月10日(土)～18日(日)

内容 展覧会場の受付係や場内監視員

●**スタンプラリーボランティア**

とき 11月10日(土)・11日(日)・17日(土)・18日(日)

内容 スタンプラリーのチェックポイント等係員

★**共通事項** ボランティアに応募された方に、事前に講習会を開催します。また、ボランティア保険に加入します。

応募方法 公民館2階窓口に直接申し出てください。

問合せ先 公民館内社会教育課
☎(443)2671

いいまちづくり隊会員

住みやすいまちを目指して11月11日を「いいまちづくり記念日」にしました。

そして、毎月11日を「まちづくりの日」として活動の輪を広げていきます。

そこで、あいさつ運動などの町を明るく元気にする活動を住民の皆さんと一緒に進めていきますので、「いいまちづくり隊」として活動に協力していただける住民の方を募集しています。

ご登録いただける方は、住所、氏名、電話番号を電話、役場企画課窓口またはメール等でお知らせください。

ご登録いただいた方には、会員証を交付します。

申込・問合せ先 役場企画課

内線126

MAIL kikakuka@town.oharu.lg.jp

平成25年度 幼稚園児

町内各私立幼稚園では、園児を募集します。入園を希望する幼稚園から願書を受け取り、入園手続きをしてください。

受付開始 10月1日(月)

詳しくは、お問合せください。

問合せ先

・ ずいよう幼稚園

北間島字宮西35

☎(442)1718

・ 大治幼稚園

西條字土井ノ池35-2

☎(442)0385

・ 大治いずみ幼稚園

砂子字高越1716

☎(444)2362

年輪のつどい実行委員

教育委員会では、来年2月に開催予定の「年輪のつどい」に向けて企画や運営に協力していただける実行委員を募集します。すてきな「つどい」の場を演出してみませんか。

対象 昭和27年4月2日～28年4月1日生まれの方

問合せ先 公民館内社会教育課

☎(443)2671

自衛官

募集項目 防衛大学校学生・防衛医科大学校学生・看護学生

受付期間 9月3日(月)～10月1日(月)

試験日

1日(月)

・ 防衛大学校11月10日(土)・11

日(日)

・防衛医科大学校 10月27日(土)・28日(日)

・看護学生 10月20日(土)

※防衛大学校については推薦等がありますのでお問合せください。各種目に対する説明会を行っています。

申込・問合せ先 自衛隊愛知地方協力本部一宮地域事務所

☎0586(73)7522

愛知県障害者委託訓練

ホームヘルパー養成講座2級課程コース

県では、障がいのある方の雇用の促進を図るため、多様な委託先を活用した職業訓練を実施しています。

とき 10月11日(木)～12月25日

(火)毎週月～金曜日の間の2～3日午前9時～午後5時

ところ 株式会社アバンセライ
フサポート金山校

名古屋市熱田区金山町1-5
12

対象 障害者手帳所持者(身体的・知的・精神障がい者)

内容 ホームヘルパー・介護サービスの基礎・実践まで

定員 15名(面接で選考)

受講料 無料

※テキスト代等6000円程度が別途必要です。

申込方法 9月7日(金)までに公共職業安定所で手続きをしてください。

※受講には公共職業安定所での求職登録が必要です。

問合せ先 愛知障害者職業能力開発校

☎0533(93)2102

お願い



スポーツセンター

からのお願い

最近、スポーツセンター内でエントランスを走る、大声を出す、後片付けをしないなど、職員が注意しているにもかかわらず他の利用者に迷惑をかける行為が非常に多くあり、苦情が相次いで

います。

スポーツセンターは公共の場です。利用される皆さんが気持ちよくお使いいただけるように、マナーをしっかり守ってご利用ください。

問合せ先 スポーツセンター
☎(443)7077

資源等の

排出時間について

ごみ集積場所に出される資源類を、町委託業者が回収する前に何者かが持ち去ってしまうといったケースが多発しています。回収した資源は町の貴重な収入源となり、ごみの処理費用に充てられます。

資源等を出す際は、できるだけ当日の朝に出していただきますようお願いいたします。

また、偶然持ち去りの現場に居合わせた場合には、大変危険です。のでむやみに話しかけるようなことはしないでください。

問合せ先 役場 産業環境課
内線137・159

空き地等の管理を

していますか？

空き地等の雑草が繁茂する季節です。

空き地等の雑草をそのままにしておくと、害虫の発生源となったり、ごみを不法投棄される場所になったりと、近隣にお住まいの方々にも大変な迷惑がかかります。また、枯れ草になれば火災の原因にもなります。町の美観や良好な生活環境を保つためにも、所有者の皆さんは、雑草が茂らないよう早めの手入れ、十分な管理をしてください。

問合せ先 役場 産業環境課
内線137・159

相談



税理士による

無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の

税理士による無料税務相談会を行います。

相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、個人事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 10月9日(火)午後2時～4時(一人30分以内)

ところ 役場 2階第2会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、10月5日(金)までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

- 申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。
- プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課

内線175・176

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 10月13日(土)・14日(日)

午前8時30分～正午

午後1時～5時

ところ 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

問合せ先 役場 収納課

内線122・123

司法書士による

無料法律相談

10月1日は「法の日」です。

日本司法書士会連合会では、毎年この日に合わせて「全国一斉司法書士法律相談会」を開催します。

相談は無料で予約不要です。で、お気軽にご相談ください。

とき 10月2日(火)

午前の部 10時～正午

午後の部 1時～3時

ところ あま市甚目寺公民館

2階 講義室

内容

- 土地や建物の相続、遺言、売買、贈与などに関すること。
- 株式会社の設立や増資などの会社や法人に関すること。
- 供託手続き、訴訟書類の作成に関すること。

- 家庭裁判所への審判・調停申立などの書類作成に関すること。

相談員 愛知県司法書士会会員

問合せ先 愛知県司法書士会

☎(683)6683

10月1～7日は公証週間 遺言や大切な契約は 公証役場で

お金や土地建物などを人に貸したり借りたりするときには契約書を作ります。しかし、せっかく作っても、後になって「内容がおかしい」「本心とは違う」などという紛争になることがあります。自筆の遺言書でも同じようなことが起こります。

法律の専門家である公証人は、遺言や大切な契約(不動産などの貸借、任意後見契約、離婚に伴う養育費支払いなど)について、後に紛争が生じないように慎重に検討して公正証書を作ります。

公正証書には、いろいろな法的効力が認められていますし、その原本は公証役場で長く保管されますので、紛失や破棄・変造の心配もありません。遺言を含め公正証書の作り方や内容についての相

談は、いつでも無料でお受けしています。公証週間中は態勢を強化して無料相談会を開催しますので、ぜひお気軽にお出掛けください。また、電話での相談にも応じます。

●無料相談会

とき 10月1日(月)～7日(日)
午前9時30分～午後4時

ところ 葵町公証役場

名古屋市中区代官町35-16

第一富士ビル3階

☎(931)0353

全国一斉

高齢者・障がい者の人権 あんしん相談強化週間

虐待や嫌がらせ、差別などでお困りの高齢者や障がい者の方、周りですういったことを見聞きしたという方、電話で相談に応じます。

相談は無料、秘密は厳守しますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

とき 9月10日(月)～16日(日)

・平日午前8時30分～午後7時

・土日午前10時～午後5時

相談担当者 人権擁護委員

相談専用電話

☎ 0570(003)110

問合せ先 名古屋法務局 人権擁護部
☎ (952)8111

スポーツ



体育協会主催 スポーツ大会 町民柔道大会

とき 10月21日(日)午前9時開会

ところ スポーツセンター

対象 町内在住または在勤の方で受け身のできる方

参加費(傷害保険料を含む)

中学生以下 100円

一般 200円

部門 一般

中学生男子、中学生女子

小学生6年生以下

小学生4年生以下

小学生2年生以下

幼児

競技方法 リーグ戦

※参加人数により変更する場合

があります。

申込期間 9月14日(金)～10月7日(日)

その他 女性の方は柔道着の中にTシャツを着用してください。

問合せ先 スポーツセンター

☎ (443)7077

※大会開催中の傷害については応急手当をしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

催し



自分の体力に挑戦！ 町民体力テスト

詳しくは、広報おおはる10月号でお知らせします。

とき 10月8日(月)

受付 午前9時～10時30分

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤の方

参加料 無料

種目

①握力

②上体起こし

③長座体前屈

④反復横とび

⑤20mシャトルラン(往復持久走)

⑥立ち幅とび

⑦開眼片足立ち

持ち物 体操のできる服装、体育館シューズ

その他 体力テスト終了後、あめすきができます。

問合せ先 スポーツセンター

☎ (443)7077

子育て

楽楽フェスティバル

子育ての一助となる内容が盛りだくさん。楽しい親子の時間を一緒に過ごしましょう。

とき 9月8日(土)午後1時30分～4時

ところ 公民館3階

講堂・体育室

対象 未就学児とその保護者

第1部 「親子でいっしょに」

おはなしを楽しみましょう」

わらべ歌遊びとお話の世界を楽しもう。

第2部 「親子でるんるん」

からだあそび」

親子で歌やリズムに合わせて体を動かそう。自然に笑顔になるよ。

第3部 「親子でわくわく」お楽しみ体験」

町内の子育て支援グループ・支援機関がブースを設け、活動紹介を行います。

参加費 無料

問合せ先 公民館内社会教育課

☎ (443)2671

講座・教室



大治太鼓保存会

一日体験教室

太鼓をたたいて

ストレスを解消しましょう」

とき 9月15日(土)午後6時～7時

ところ 公民館3階

講堂・体育室

対象 本町在住の小学校1年生以上の方

募集人数 先着20名

申込期間 9月4日(火)～7日

(金)

申込・問合せ先 公民館内社会教育課
☎(443)2671

文化協会推進事業 一日手芸教室

アジアン風の紙テープで作る
花器と布の花を作りませんか。

～手芸クラブ～



見本は公民館にあります

とき 9月20日(木)午後1時30分～3時30分受付午後1時

ところ 公民館2階和室

教材費 500円(当日徴収)

対象 町内在住・在勤の方

定員 先着30名

持ち物 縫い糸、針、はさみ

問合せ先 公民館内社会教育課

☎(443)2671



活動」には、休み時間や放課後に行う外遊びはもちろん、徒歩や階段の利用、家事の手伝いなどの日常生活の中で体を動かすことも含まれています。

いつでも、どこでも、だれとでも行えることに目を向けることによって、子どもたちの自由な活動を促すと同時に、何か特別なことを「しなければならぬ」という強迫観念のハードルを下げるのが強調されています。

子どもたちの体力低下に対する取り組みが、あらゆるところで始まっています。例えば小学校の体育の時間数が一部の学年では増えました。しかし、単に体育の時間数を増やせば体力が向上するわけではありません。子どもたちが、体育の時間以外にも進んで体を動かしたくなるような指導が求められています。また、日本体育協会は、主に小中学生にとって最低限必要な身体活動量を「1日60分以上」とするガイドライン(指針)を提示しました。「体を動かす」というと、まず思い浮かぶのが体育の授業や少年団などでのスポーツ活動ですが、ここで言う「身体

さらに最近、文部科学省から幼児期における運動のあり方について、「幼児はさまざまな遊びを中心に、毎日合計60分以上、楽しく体を動かすことが大切です」という指針が発表されました。運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、さまざまな活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指した内容になっています。では、なぜ「60分」が目安となっているのでしょうか。実は、小さな子どもは、興味を持った遊びに熱中して取り組みますが、遊びを次々に変えて

いくことも大きな特徴です。たくさん体を動かせば効果も大きいのですが、ただ「たくさん体を動かしましょう」では、具体的にどの程度すれば良いのかわかりません。そこで、楽しく体を動かす遊びを中心に多様な動きが十分に確保されることが期待される量として、毎日60分以上という時間を示したのです。実際には、ほとんどの幼児が毎日60分以上体を動かしているのですが、この目安を下回る子どもたちが年々増えつつあることも大きな理由です。ですから、60分間の運動プログラムを作成し、スポーツ選手が行うトレーニングのように特定の動きやスポーツ活動ばかりを行うことを意図しているわけではありません。体を動かす遊びがその後の運動習慣に結び付くように、幼児が楽しみながら、自らさまざまな遊びを求めるように仕向け、遊びのバリエーションがさらに広がり、一層、多様な動きを獲得できるようにすることを期待しているのです。

次回は、元気な子どもを育てるために大人がすべきことについてお伝えする予定です。